

※受理年月日	福岡県 中小振
※受理番号	-8.4.-6
※備考	第 号

意見書

7商工第1499号
令和8年3月31日

福岡県知事 様

久留米市長 原口 新五



令和8年2月12日付、7中小振第281号-16で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)マックスバリュ東櫛原店
福岡県久留米市東櫛原町字深町1110-1 他
- 2 大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見
 - (1) 駐車需要の充足等
特になし
 - (2) 騒音の発生に係る事項
 - ・住宅が近隣にあることから、早朝及び夜間における業者等搬入車両及び廃棄物収集車両の走行及び荷捌き、回収作業等については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。
 - ・周辺住民等から苦情の申立てがあった場合には、適切に対応すること。
 - (3) 廃棄物に係る事項等
 - ・久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の2により、金属性廃棄物については空カン、ガラス製廃棄物については空ビン、プラスチック製廃棄物についてはペットボトルのみ搬入できることとなっています。空カン、空ビン、ペットボトル以外の金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等の産業廃棄物が発生する場合は、クリーンセンターに搬入しないようにすること。
 - (4) 街並みづくり等への配慮等
特になし

(5) その他

- 土壌汚染に関して、一定の規模（3000 m²）以上の土地の形質の変更をする場合は、形質の変更に着手する日の三十日前までに土壌汚染対策法第4 条第1 項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届」を提出すること。
- 計画地周辺の久留米市道を扱う工事は、事前に路政課（土木管理チーム）と施工内容を十分に協議の上、「道路工事施工承認申請」、「道路占用許可申請」などの必要な手続きを行い施工すること。
- 当該地域は浸水常襲地区であり、当市でも筒川流域浸水対策事業を進めている地域となる。今回の大規模小売店舗設置に伴う土地形状の変更に対する近隣住民の方からの不安の声もお聞きしている。ついては、敷地内の透水性舗装・浸透溜柵設置等の流出抑制対策のご検討をお願いしたい。上記の内容について、雨水貯留タンクや雨水浸透柵設置費用の補助金の交付を行っており、併せてご検討いただきたい。（添付資料参照）

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

別紙・要望事項あり

別紙・要望事項

(環境部資源循環推進課)

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底しリサイクルをお願いいたします。

資源循環推進課では、久留米市内で発生する食品ロスを削減するために、消費者が買ってすぐに食べる時は、棚の手前にある販売期限の近い商品や値引き商品を積極的に選ぶ購買行動「てまえどり」の普及・啓発を事業者と連携して実施しています。

市が作成したポスター・POP・のぼり旗を売場に掲示することなどにより「てまえどり」の普及・啓発にご協力いただける店舗を募集しています。「てまえどり」推奨店の登録については資源循環推進課までご連絡いただくか、QRコードをご確認ください。



久留米市指定ごみ袋の販売店になるには、市への登録が必要となります。その際に販売店としての登録審査を実施しますので、登録を希望される場合には資源循環推進課までご連絡をお願いします。

(久留米市環境部資源循環推進課連絡先)

電話番号：0942-37-3342 FAX番号：0942-37-3344

MAIL：seigyoun@city.kurume.lg.jp

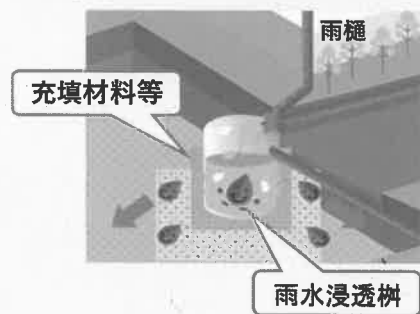
市内にお住まいの方、市内事業者の方へ
雨水浸透枡（浸透機能を有する製品）
の設置費用を **最大4万円** 補助します！

1 雨水浸透枡とは？

屋根に降った雨水を地中に浸透させるための設備です。雨水の流出を抑制することで、河川や水路の負荷を減らし、浸水被害を軽減することができます。

2 補助金額

雨水浸透枡 1基あたり 1万円
上 限 額 4万円



3 設置条件

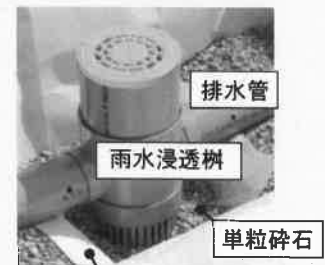
(1) 対象範囲 市内全域の建物（新築・増改築・リフォーム）

※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は除く。

(2) 対象者 土地所有者・建物所有者・賃借人で
長期的に維持管理できる方

※土地・建物所有者の承諾が必要です。

(3) 対象製品 浸透機能のある市販品
枡の形状、材質は問いません



4 申請方法

市ホームページより様式をダウンロードし、
施工前に河川課へ提出（メール・郵送可）

透水シート

雨水浸透枡の設置事例

5 申請期間

毎年度4月1日から当該年度末まで（先着順）

※予算がなくなり次第、受付を締め切ります。



市HP

対象となる建物



一戸建て住宅や倉庫



会社や事業所



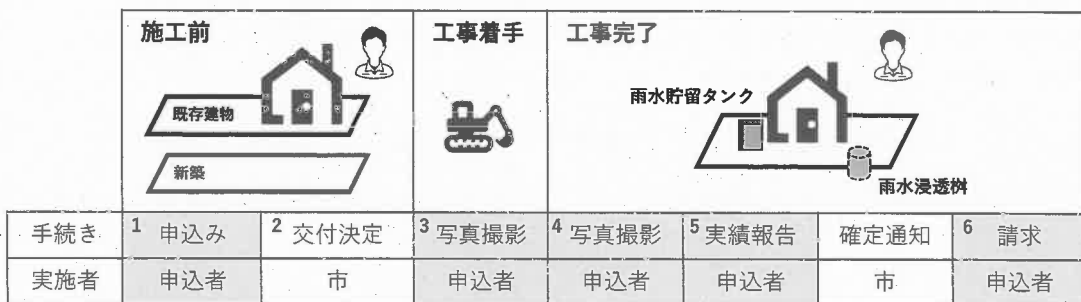
マンションやアパート

同一の建物において、同一の補助対象施設を設置したことがある場合は除きます。

申請手続きの流れ

ケース1 申込者が所有または使用する場合

【例】既存建物：改築、増築、リフォーム / 新築：売建住宅、分譲住宅

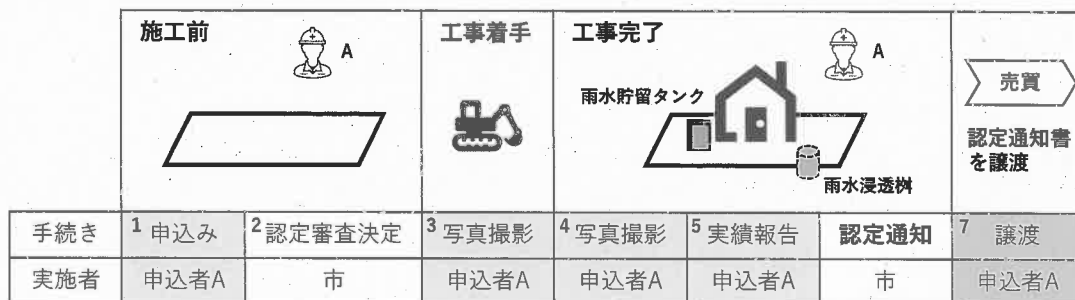


申込者：土地所有者、建物所有者、賃借人

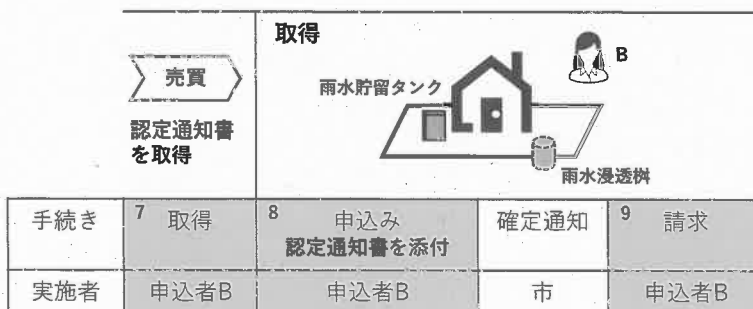
ケース2 申込者が設置後に売却等をする場合

※購入者（所有者）へ補助金を交付します。

【例】新築：建売住宅



申込者A：建築会社等



申込者B：購入者（所有者）

注意）建物がない・建てない場合（造成のみ等）は補助制度の対象外となります。

手続きの流れ (ケース1 申込者が所有または使用する場合)		
1	<p>「交付申込書」を提出</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置箇所位置図 ・構造図(カタログ、写真など) ・見積書の写し(雨水貯留タンクのみ) ・設置箇所の施工前の写真 ・その他必要な書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送・メール・窓口のいずれかで申込み。 ・様式は市HPよりダウンロード。 ・施工前の写真は、施工後も同じ方向から撮影できる場所を選定。
2	<p>「交付・認定審査決定通知書」が届いたら、工事に着手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付・認定審査が決定してから工事に着手。
工事着手		
3	<p>「設置箇所の施工中の写真」を撮影(雨水浸透柵のみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透柵の製品の写真、埋め戻し前の写真を撮影し「実績報告書」に添付し提出。
工事完了		
4	<p>「設置箇所の施工後の写真」を撮影</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施工前の写真と概ね同じ方向から撮影し、「実績報告書」に添付し提出。
5	<p>「実績報告書」を提出</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し(雨水貯留タンクのみ) ・設置箇所の施工中の写真(雨水浸透柵のみ) ・設置箇所の施工後の写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・市で設置状況を確認し「確定通知書」(売却予定の方には「認定通知書」)を送付。
6	<p>「確定通知書」が届いたら、「請求書」を提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末までに請求書を提出。 ・市が指定された口座に補助金を振り込む。
手続きの流れ (ケース2 申込者が設置後に売却等をする場合)		
手順5まではケース1と同じ		
売買等		
7	<p>「認定通知書」を購入者が取得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請に必要な認定通知書を購入者へ引き継ぐ。 ※再発行できませんので紛失にご注意ください。
8	<p>「交付申込書」を提出</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定通知書 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入者(所有者)が申請。
9	<p>「確定通知書」が届いたら、「請求書」を提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末までに請求書を提出。 ・市が指定された口座に補助金を振り込む。

ご不明な点は、河川課までお問い合わせください。

市内にお住まいの方、市内事業者の方へ

雨水貯留タンク（100ℓ以上）

の設置費用を **最大15万円** 補助します！

1 雨水貯留タンクとは？

屋根に降った雨水を一時的に貯める設備です。雨水の流出を抑制するとともに、貯まった雨水は、庭の水やりや、災害時の備えとして利用できます。

2 補助金額

雨水貯留タンク 設置費用の1/2

上限額	100ℓ以上400ℓ未満	3万円
	400ℓ以上	15万円



3 設置条件

- (1) 対象範囲 市内全域の建物
- (2) 対象者 建物所有者・賃借人で
長期的に維持管理できる方
※建物所有者の承諾が必要です。
- (3) 対象製品 雨水貯留機能のある市販品
容量100ℓ以上、蓋付き



雨水貯留タンクの
設置事例（250ℓ）

4 申請方法

市ホームページより様式をダウンロードし、
施工前に河川課へ提出（メール・郵送可）

5 申請期間

毎年度4月1日から当該年度末まで（先着順）
※予算がなくなり次第、受付を締め切ります。



市HP



水と緑の人間都市
久留米市
Kurume City

久留米市都市建設部河川課
TEL：0942-30-9075 / FAX：0942-30-9172
住所：〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3
メール：kasen@city.kurume.fukuoka.jp

